

## 災害時における応急対策業務に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と家島石材採掘協同組合（以下「乙」という。）は、災害時（地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対して行う応急対策業務の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものである。

（協力の要請と実施）

第2条 甲は、災害時において、次に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 障害物の除去作業等の応急対策業務
- (2) 応急対策業務を実施するための石材等の提供
- (3) 前1号に定めるもののほか甲が必要と認める応急作業

2 前項の規定による要請は、協力要請書（様式第1号）により、業務の内容及び期間等を指定して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により要請することができる。この場合において、甲は要請後、速やかにその内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、当該要請のあった業務の実施に努めるものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請のあった業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、協力報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（経費の負担及び支払）

第4条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した費用（石材費、人件費、輸送費、燃料費等、乙が支出した額）のうち甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（事故等）

第5条 乙は、第2条第1項各号に規定する業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定の内容を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

（雑則）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議

して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年（2020年）11月19日

甲 姫路市安田四丁目1番地  
姫路市  
姫路市長 清元秀泰

乙 姫路市家島町真浦2425番地6  
家島石材採掘協同組合  
理事長 高山満夫

家島石材採掘協同組合 理事長 様

姫路市長

## 応急対策業務への協力要請書

災害時における応急対策業務に関する協定第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

### 記

#### 1 災害の状況及び業務内容

#### 2 応急対策業務

業務内容	支援期間	備考（業務内容の詳細）
	（自） 月 日 （至） 月 日	

#### 3 石材等の提供

石材等	数量等	備考

（あて先）姫路市長

家島石材採掘協同組合  
理事長

### 応急対策業務への協力報告書

災害時における応急対策業務に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 応急対策業務

業務実施月日	業務内容	使用資機材	従事人員	備考
月 日			人	

#### 2 石材等の提供

業務実施月	提供した石材等	数量	備考
月 日			